

緊急

資格者証の経過措置 期限迫る!!

「下水道管路更生管理技士」資格試験制度の規程が2022年4月1日に改訂され、有効期限を超過すると、通常の更新講習を受講することが出来なくなりました(※)。尚、規程の改訂に当たり1年間の「経過措置」が設けられましたので、2022年度末までに申請を行って、適正な更新手続きを完了するようお勧め致します。

今年度が最後のチャンスです!

① 有効期限が2021年度までに切れている方

規程の改訂に伴う経過措置は、今年度末までです。

2023年3月末日までに更新手続きを申請すれば、新たな有効期限が記載された資格者証が発行されます。

(※)今年度中に申請されなかった場合、再発行のためには、特別更新講習および特別更新技術研修の受講が必要となります。 [特別更新講習の概要はここをクリック](#)

② 有効期限が2022年度に切れる方

2023年3月末日までに更新手続きを申請すれば、新たな有効期限が記載された資格者証が発行されます。

上記期日までに手続きできない事情がある場合は、有効期限内に延長申請を提出すれば、通常の更新講習の受講資格が翌年度末まで延長されます。

(※)2023年3月末日までに上記のいずれも手続きされなかった場合は、特別更新講習および特別更新技術研修の受講が必要となります。 [特別更新講習の概要はここをクリック](#)